

2 情 個 第 3 5 号

令和2年12月15日

京丹後市教育委員会

教育長 吉岡 喜代和 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和2年10月13日付け2情個第22号

事 件 名 個人情報開示請求に対する令和2年9月14日付け2教育第884号  
個人情報不開示決定に係る審査請求



## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件異議申立の対象とされた個人情報につき不開示とした京丹後市教育委員会の決定は妥当と思料されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 不服申立ての経緯

- (1) 本件の審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）から、京丹後市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第18条第1項の規定に基づく個人情報開示請求書が令和2年8月13日付けで京丹後市総務部総務課（以下「総務課」という。）に提出され、開示請求書は総務課から実施機関に送付された。
- (2) 実施機関は、令和2年8月21日付けで保護条例第18条第3項の規定に基づき、個人情報開示請求に係る補正の通知を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (3) 審査請求人は、令和2年8月22日付けで実施機関からの令和2年8月21日付け補正の通知に対する質問書及び回答要求書を提出され、当該質問書等は総務課から実施機関に送付された。
- (4) 実施機関は、令和2年8月26日付けで審査請求人からの令和2年8月22日付け質問書等に対する回答書を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (5) 審査請求人は、令和2年8月28日付けで実施機関からの令和2年8月26日付け回答書に対する質問書及び回答要求書を提出され、当該質問書等は総務課から実施機関に送付された。
- (6) 実施機関は、令和2年9月4日付けで審査請求人からの令和2年8月28日付け質問書等に対する回答書を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (7) 審査請求人は、令和2年9月10日付けで実施機関からの令和2年9月4日付け回答書に対する返答書を提出され、当該返答書は総務課から実施機関に送付された。
- (8) 実施機関は、令和2年9月14日付け2教育第884号により、保護条例第23条第2項の規定に基づく個人情報不開示決定の通知を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (9) 審査請求人は、令和2年9月23日付けで、個人情報の不開示決定に対して不服申立てをした。

### 第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

実施機関は、本件個人情報開示請求書に保護条例第17条第2項ただし書の規定に基づく審査請求人の未成年者である子の同意が確認できなかったとの理由で不開示決定した。

しかしながら、審査請求人は、本件個人情報開示請求書に「未成年者の法定代理人としての請求人●●●●がもつ合理的理由」（以下「理由書」という。）を添付し、保護条例第17条第2項ただし書に規定する合理的理由が存在する旨主張し、かつ、保護条例第18条第1項及び同条第2項に規定する書面を提出していることから、同条第3項及び京丹後市個人情報保護条例施行規則（以下「保護条例施行規則」という。）第6条第2号の規定による開示請求書の形式上の不備はなく、実施機関は、同項後段に規定する補正の参考となる情報を提供する努力義務を果たしていない。

また、実施機関は、個人情報の開示請求権について、本人にのみ有する権利と主張するが、保護条例第17条第1項及び第2項の文末において、それぞれ「することができる。」とされていることから、開示を請求する権利は代理人になく、本人のみにあると解釈することはできない。

未成年者である子は、過去に峰山中学校教諭の対応による精神的苦痛を受けており、それにもかかわらず同意書を求めると新たな精神的苦痛を受けることとなる。他方、京丹後市教育委員会は、未成年者である子の心的外傷が深いことを把握しているはずであり、法定代理人が代理請求をすることにつき合理的理由が認められるべきである。よって、本件個人情報開示請求書に係る形式上の不備はない。

また、義務教育において、法に関する学習の機会は少なく、未成年者において、保護条例を理解し、自己の個人情報の開示請求制度を利用し、自己の尊厳を回復する行動ができるとは言えず、実情は法定代理人が代理請求をする合理的理由を補完するものである。

よって、本件個人情報の不開示決定は不当である。

### 第4 実施機関による個人情報不開示の決定に係る理由の説明

(1) 個人情報の開示請求権は、保護条例第17条第1項において「何人も実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定しており、また同条例第1条（目的）において、「個人の権利利益の保護」をすることが一つの目的として規定していることから、本件個人情報開示請求における請求権は、未成年者である子本人にある。同条例第17

条第2項に規定する代理請求については、本人が有する請求権の行使を委任されることによって、一連の請求手続きのうち、請求の行為をすることができるように規定しているものである。これは、保護条例第17条第2項ただし書において、未成年者の場合は本人の同意を、また保護条例施行規則第6条において、法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人の場合は本人の印鑑証明を添付した委任状の提出を求めていることから、代理人は、本人からの委任等を受けて、請求する行為をすることができる者である。

(2) 保護条例第17条第2項においては、代理人による請求行為の許可を規定し、同項ただし書において、同条第1項に規定する自己を本人とする保有個人情報の保護を図るため、未成年者の法定代理人による請求行為を制限している規定である。よって、第2項ただし書に規定する合理的理由とは、代理人を介さないと手続きが困難な場合をいい、本人が病院に入院している場合及び心身の故障により外出することが困難な場合等が挙げられる。審査請求人の提出された理由は、今回の請求に至った経緯及びその理由が記載されているものであり、審査請求人が事実確認等をする目的であると捉えることができる。したがって、保護条例が第1条において目的としている「個人の権利利益の保護」と比較衡量し、認めることはできない。

(3) 未成年者の個人情報開示請求については、請求内容及び開示されることで得られる効果が弁識できる能力があると判断した場合は、本人による開示請求を認めている。本件個人情報開示請求における同意においても、本制度の認知や請求の方法についてまでも、未成年者に求めているものではなく、自己の情報を開示するための請求がなされることに同意しているかを求めている。先の令和2年5月14日付け審査請求における審査請求人からの提出書類の中に、未成年者である子は「学力テストは成績に入らないが、定期テストは成績に入る」という峰山中学校教諭の言葉によって定期テストを受ける決断をされていることが記述されていたことから、自己の利害への判断がなされているものと判断できる。

(4) 以上の理由により、保護条例第17条第2項に規定する未成年者の同意又は合理的理由を示す書類の提示はなく、本件個人情報開示請求における形式上の不備があることから不開示決定をしたものである。

## 第5 審査会の判断

(1) 保護条例第17条第2項に規定されている「合理的理由」について

本件を判断する際には、保護条例第17条第2項ただし書に規定されている「合理的理由」が問題となる。

本件個人情報開示請求は、保護条例第17条の規定に基づく開示請求であるところ、同条第1項は、「何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定されている。まず、「何人も」とは、自然人である限り請求者に制限はなく、市民に限らず市外の住民や外国人であっても開示請求ができることを示したものである。次に、「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の個人情報をいい、当該個人情報の本人と識別され、又はされ得るものであれば、自己以外のものの情報の中に含まれるものであっても開示請求をすることができる。そのため、開示請求ができるのは、自己を本人とする個人情報に限られるため、自己以外の者の個人情報については、たとえ配偶者や家族等の個人情報であっても、開示請求をすることができないものと解する。最後に、「開示を請求することができる」とは、自己に関する個人情報の開示請求を具体的な権利として保障することを明らかにしたものである。

次に、保護条例第17条第2項は「前項の規定による開示の請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。」と規定されている。本項は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求は、本来、本人からの請求により当該本人に開示する制度であり、広く代理を認めることは、保護条例第1条の目的を鑑みると、個人情報の保護に欠けるおそれがあることから、原則として本人からの請求に限られるが、実施機関が定めた場合には代理人による開示請求をも認めるものであり、代理人固有の権利として本人の個人情報の開示請求権を認めたものではないと解する。

続いて、同項には、「ただし、未成年者の法定代理人による請求については、合理的理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合に限る。」と規定されており、特に未成年者の法定代理人による請求行為について制限が加えられている。この点、審査請求人が主張するように、他市の個人情報保護条例においては、未成年者の法定代理人からの開示請求において、このような制限規定が設けられていないものもある。

そこで、何故保護条例第17条第2項ただし書において、このような未成年者の法定代理人による請求行為についての制限が加えられているのかを検討する必要がある。

まず、代理人には、本人の委任に基づく任意代理人と法律の規定により代理権を有することを認められた法定代理人がある。

任意代理人にあつては、本人の意思によって委任された者であることから、委任状をもってその代理権限を証明することができる。

法定代理人のうち成年後見人にあつては、本人が事理及び弁識の能力を欠く常況にあるため、家庭裁判所が選任し、法務局に登録されることにより、登記事項証明書により証明することができる。

ただし、未成年者の法定代理人（親権者又は未成年後見人）にあつては、本人たる未成年の成長過程において、法定代理人と子の関係にあつても、その人格はそれぞれ別個であることから、未成年者が相応の年齢に達した時には、法定代理人にとの関係においてもプライバシーを保護される権利を有すると考えることが相当である。

とすれば、保護条例が、代理人固有の開示請求権を認めるような制度を設けるものとは考えられず、その解釈は、同条例第19条第2号に「第17条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては」と規定されていることとも整合する。

それ故に、保護条例においては、本人の意思を最大限尊重することを目的として、保護条例第17条第2項ただし書において、未成年者の法定代理人からの請求行為を、「合理的理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合に限る。」と制限しているものと考えられる。

このように考えれば「合理的理由」については、実施機関が主張するとおり、保護条例第17条第2項が代理請求について規定していることを鑑み、身体的又は適正な判断能力に欠く状態である場合等により、代理人を介さないと手続きが困難な場合であると解することは妥当なものであると考える。

## (2) 不服申立て理由の検討

保護条例第17条第2項ただし書に規定する「合理的理由」につき、「身体的又は適正な判断能力を欠く状態である場合等により、代理人を介さないと手続きが困難な場合」と考えると、審査請求人から提出された理由書及び各主張書面（以下「理由書等」という。）から未成年者である子の状況に関する説明はあるものの、実施機関が求めた診断書等にて客観的に状況確認を行うことができる資料は提出されておらず、審査請求人の主張する合理的理由の根拠に乏しく、理由書等からは合理的理由の有無を判断することは困難である。

また、未成年者の同意を必要とする年齢については、実施機関の主張による市の判断によれば、基本的に義務教育を終了した未成年者としており、その理由を義務教育の目的の一つである自主性、自立性及び公正な判断力等社会で生きていくにふさわしい道德心を身に付けることを挙げており、その合理性を認めることができる。

その上で、実施機関の判断は、審査請求人から提出された資料の中で、未成年者である子と峰山中学校の教諭との協議において、自己の利害への判断がなされている記述があることから、義務教育を終了した未成年者と同等に本人の事理及び弁識等の能力があると判断したものである。この点、実施機関の判断に対して、本件個人情報開示請求の際に、審査請求人が主張した「過度な精神的負担により、適正な判断能力に欠く状態である」については、それを証するものの提出はなく、根拠とするには不十分であると言わざるを得ない。

以上のとおり、開示請求権は、保護条例第17条第1項の規定のとおり、自己を本人とする未成年者である子にあり、法定代理人である審査請求人に未成年者である子の個人情報を開示請求する権利はなく、その請求行為を代理するに限るものである。その上で、未成年者である子の法定代理人が請求する場合に必要な保護条例第17条第2項に規定する未成年者の同意又は合理的理由を示す書類の提示がないことを理由として、本件個人情報開示請求を形式上の不備と判断し、不開示決定をした実施機関の判断は妥当であることから、本件請求は棄却されるべきである。

## 第6 付言

本件個人情報開示請求に関し、実施機関が審査請求人に補正を求めた経緯において、実施機関としては、審査請求人が個人情報開示請求書に別紙として理由書の添付をしており、又その他開示請求書の記載事項を踏まえれば、審査請求人が、保護条例第17条第2項ただし書に規定されている「合理的理由」が存在する事案である旨主張していることは容易に認識することができたのであるから、審査請求人に補正として未成年者の同意書の提出を求める際には、少なくとも提出された理由書のみでは、同意書に代わる「合理的理由」となり得ないことの説明を行うべきであったものと思料する。

今後の事務処理においては、開示請求者の主張内容を斟酌し、適切に対応されることを求め付言とする。



## 第7 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年10月13日	諮問書・弁明書の受理
令和2年10月14日	審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出について照会
令和2年10月30日	審議（第1回）
令和2年11月6日	審査請求人からの意見書の受理
令和2年11月9日	実施機関に意見書の写しの送付
令和2年11月27日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和2年12月10日	審議（第3回） 答申の検討
令和2年12月15日	答申